

第 2 2 9 回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

令和 7 年 4 月 8 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

このたび、以下のとおり開催した第 2 2 9 回独占禁止懇話会について、議事概要を取りまとめましたので公表します。

1 日時 令和 7 年 3 月 1 4 日（金） 1 4 時 0 0 分～ 1 6 時 0 0 分

2 場所 公正取引委員会 大会議室
（一部の会員については、オンライン方式で参加）

3 議題

- 経済分析の取組
- 下請法改正法案
- 音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書

4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出されました。

参考

独占禁止懇話会の最近の開催状況・配布資料等については、以下の URL から御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_r2.html

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局総務課
電話	03-3581-5476（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

（「○」は会員の発言、「→」は公正取引委員会の応答）

1 経済分析の取組

- 経済学者が公正取引委員会と協力して経済分析に取り組む動機の一つとして、良質なデータに基づいた分析を行い、トップジャーナルで学術的成果として発表することが挙げられる。こうした成果は学術研究の発展のみならず、政策立案への貢献という観点からも重要である。他方、企業が提供する経済分析のデータとプログラムについて、公正取引委員会は独占禁止法に基づく守秘義務を負う。また、公正取引委員会が外部のコンサルティング会社や研究機関に経済分析を委託する場合、委託先にも委託契約に基づく守秘義務が課される。このため、委託先は、委託業務による経済分析結果を公正取引委員会の許可なく学術的に公表することに制限がある。このように、経済分析の結果を学術的に公表する際には制約が生じる場合があり、悩ましい点である。加えて、近年の経済分析の学術的公表においては、再現性が重視されており、トップジャーナルでは、可能な限りデータとプログラムの共有や公開が求められている。そのため、守秘義務を求める企業と、公表を求める学術機関・学術雑誌との間で研究者がジレンマに陥る状況が生じる可能性があることも付言したい。
- 事後検証が一番重要となる分野は企業結合審査であると思う。近時のEUや米国のガイドラインの評価の際にも、企業結合審査により規制した事案だけでなく、規制しなかったにもかかわらず競争環境が悪化した事案のデータを蓄積することが、ガイドラインの改正や規制強化の原動力になっている。
- 事業者による経済分析報告書の提出は、企業結合案件に偏在しているのか、それとも企業結合案件以外の案件においても提出されているのか。企業結合案件以外の案件においても、外部委託としてコンサルティング会社が活用された事例はあるのか。
- 割合としては、企業結合案件における経済分析報告書の提出が多いが、近年、独占禁止法違反事件において、事業者がコンサルティング会社を活用して経済分析報告書を提出した例もあり、以前に比べると増えていると考えている。
- 経済分析結果に関して素人にも分かりやすい報告書を公表することは極めて重要であると思う。裁判になる事件が少ないため、裁判所を意識しているわけではないかもしれないが、一般の法律家においても、これだけは理解してもらわないと困るといったポイントが分かるような形で、今後も経済分析結果を公表していただきたい。
- グローバル経済の変化が激しく先行きが見えにくい時代において、経済的な根拠に疑問を持たざるを得ない様々な政策が展開されている中で、経済分析に根ざした法執行がますます重要になると考える。アドバイスとして、「プロパーエコノミスト」という表現は、いわゆる和製英語であり適切ではない。キャリアエコノミストの育成と表現すべきと考える。

- 公正取引委員会において、任期付職員であってもエコノミストを増やしていくことは非常に重要である。データ分析や統計解析は、エコノミストに限らず、誰でも必要なスキルとなりつつあるが、経済分析においては、単なるデータの収集・分析ではなく、経済現象のロジックを理解し、計量経済学的な手法を用いて高度な解析ができる能力が必要になる。データ分析の重要性については、政府全体としても理解が進んでいるが、計量経済学的な解析の重要性について広く共通認識を有していくことがエコノミストの必要性を考える原動力になってくると思う。

2 下請法改正法案

- （改正法が成立した場合、）今後の政令の制定の際には、委託事業者側にとっても取引適正化を確実に推進するという観点から、引き続き意見を述べる機会を頂きたい。こうした取組を重ねていくことで、良い製品・良いサービスには相応の値が付くという、いわば当たり前のことをソーシャルノルムとして、大手・中小を問わず、サプライチェーン全体、ひいては社会全体に浸透させることが重要である。今後とも、公正取引委員会、中小企業庁、その他関係者と連携してしっかり取り組んでいきたいと考えている。
- 中小企業が人手不足に悩む中で賃上げをせざるを得ないという経済状況の中、下請法改正が行われることは、経営者のマインドに強く響いている。これから成長に向けて企業の価値を高めていきたいというときに、今回の下請法改正が効いてくると、大いに期待している。「下請代金支払遅延等防止法」は、「下請法」としてよく知られている法律であるが、今回の改正で法律の題名が長くなるが、どのように略されるのか。中小企業に知ってもらうためにも、ネーミングは重要であると思う。
- 現在、法律案の段階であるため、今後、法律の精神がしっかり伝わるような略称を考えていきたいと考えているが、例えば、「中小受託取引適正化法」、通称「取適法」など、法違反となったときに、内容が分かりやすく伝わるようなネーミングにしたいと考えている。
- 法改正に伴い規制対象事業者などが拡大することから、対象事業者の範囲や違反行為類型を幅広く周知していただき、事業者の予見可能性を高めるようにしていただきたい。また、規制対象から逃れるために、減資をしたり、関係会社を設立して従業員数を減らしたりすることが行われないようにしていただきたい。さらに、企業取引研究会で議論されていたが、中小企業の知的財産やノウハウの保護も重要な問題である。今後、幅広い事業所を対象とした実態調査を実施していただき、その調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しを早期に実施していただければと思う。
- 一方的な代金の決定に関する規定について、改正法第5条第2項第4号によると、「当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者が求めた事項について必要な説明若し

くは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」と規定されているが、つまり、協議に応じて必要な説明や情報の提供をすれば、同号に該当しないことになるのではないか。すなわち、形式的に説明や情報提供をすれば足りるということであれば、新しい規定を設けても意味がないのではないか。「必要な説明若しくは情報の提供」について、どのような内容をどの程度説明あるいは情報提供すればよいのか。

→ 形式的な説明や情報提供がされていればよいとはならないよう、運用基準やガイドラインに考え方を記載したいと考えている。個別の執行においても、そのような考え方を踏まえて運用していきたい。

○ 運送委託において、無償で荷役や荷待ちをさせるという問題については、物流特殊指定第1項第6号の「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること」の禁止では対応できなかったのか。改正下請法案では対応できるということになるのか。また、改正法が成立した場合には、物流特殊指定は廃止することとなるのか。

→ 物流特殊指定で対応できる部分もあると思うが、下請法で対応する意味は、勧告を行うことができることにある。今回下請法の対象に取り込んでいくことで、より簡易迅速に執行を行うことができると考えている。物流特殊指定を廃止するかどうかは、今後の検討事項と考えている。

○ 従業員基準の追加について、委託事業者の方が中小受託事業者よりも資本金の額が大きかったり従業員数が多かったりする場合でも、改正法の対象にならない場合があるのではないか。例えば、製造委託の場合、資本金1億円の委託事業者が資本金1500万円の中小受託事業者に委託するときは対象にならないのではないか。また、従業員200人の委託事業者が50人の中小受託事業者に製造委託するときも対象にならないのではないか。

→ 現行法でいう下請事業者をどのように定義するかについては、理論的には、様々な基準があろうかと思うが、これまで「中小企業」のラインを基準として、中小企業基本法の累次の見直しに合わせて基準を変更してきたところ、今回、それに平仄を合わせる形で、従業員300人という一応の線を引いたものである。

○ 大きなポイントは執行の充実であると思う。面的執行の強化については、これを具体的にどのように連携してやっていくのかがポイントではないか。

→ 現行法でも事業所管省庁には調査権限があるため、法改正を待たずに各省連携の取組は進めているところ、公正取引委員会の執行のノウハウと、業界に精通した事業所管省庁の強みについて、国土交通省、中小企業庁、当委員会の間で、ノウハウを提供したり情報を頂いたりといった取組を開始している。今回の改正法が成立すれば、事業所管省庁でも指導できるようになる。

3 音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書

- 競業避止義務の問題や移籍できないという問題は、要は育成費用をどのように回収するかという問題であると考えているが、育成費用はそもそも計算することができるのか。また、もし計算することができるのであれば、目安のようなものはあるのか。
- 芸能事務所によって千差万別で、細かい費用を全部示すことが困難なところもあると思うが、芸能事務所で根拠などを示しながらきちんと協議してもらうことが必要ではないかと考えている。
- 特に芸能関係は未成年者も多く、自分の置かれた状況についてよく分かっていないことも多い。保護者を含めて実演家にきちんと周知したり理解を促したりするといった方策が必要ではないか。実演家一人ひとりには難しいかもしれないが、芸能事務所に対して、きちんと実演家に説明する義務を課すことも考えられるのではないか。
- 大きな問題は、肖像権や著作権などの知的財産関係ではないかと思う。所管省庁の協力等も得て、今後作成される指針の中に盛り込んでいくのか。クリエイターの世界は、今後日本経済を支えていく大きな要素になると思うため、権利がきちんと保障されていることも売りの一つになると思う。
- 指針の作成は、関係省庁ともしっかりと話をしながら作成していきたい。
- 公正取引委員会が芸能界の問題を追及し、マスコミも取り上げて、それから相当な年数が経つが、事務所側・業界側は改善してきているのか。
- 把握している限り、移籍や独立の話も増えてきているため、業界としても変わりつつあるという印象を持っている。
- タレントが YouTube 配信したり、自分のフィギュアを作って販売したりすることがあり、その権利を誰が持っていて、誰がマネジメントするのかといった知的財産関係が大きな問題となっているため、知的財産全体の中の位置付けというアプローチもお願いしたい。例えば、スポーツの選手が移転するときは移転価値で価格が付き、その事務所が抱えている人的資源の価値が増える。そうすると、現在有している人的資源の価値を上げるために取引を活性化した方がよいと発想が変わり、移籍によって価値が上がるというエコシステムが生まれる。そうしたときに、この問題がどのように位置付けられるかは、また異なってくると思う。
- YouTube など現れ、テクノロジーが発達してきている中、新しいビジネスモデルが求められている時代であると思う。それを公正取引委員会で全てカバーすることは難しく、ガイドラインでカバーすることも難しいと思うが、フォワード・ルッキング的な側面も含めたアドボカシーが行われると、業界においても独占禁止法上問題ない取引が進むのではないか。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局)